

茨城県避難退域時検査及び簡易除染実施マニュアル

令和5年8月

茨 城 県

目 次

1	はじめに	1
2	避難退域時検査の目的	1
3	検査の実施主体	1
4	検査対象者	1
5	検査実施場所	1
6	検査等の準備及び実施	3
7	検査実施時の留意事項	3
8	要員の構成と役割	3
9	検査・簡易除染の手順	5
10	役割ごとの業務内容等	6
	(1) 検査責任者の役割	6
	(2) 検査責任者補佐の役割とバックグラウンドの測定方法	6
	(3) 車両指定箇所検査チームの役割と検査手順	6
	(4) 車両確認検査・簡易除染チームの役割と検査・簡易除染手順	9
	(5) 住民指定箇所検査チームの役割と検査手順	10
	(6) 住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チームの役割と 検査・簡易除染手順	12
	(7) 交通誘導員の役割	15
11	汚染物等の取扱い	15
	参考資料「検査等の場面別対応事例集」	16

1 はじめに

本マニュアルは、東海第二発電所で原子力災害が発生した場合における避難退域時検査及び簡易除染（以下「検査等」という。）の実施方法を記載するものであり、その他の原子力施設で原子力災害が発生した場合の検査等の実施方法については、別途定めることとする。

また、このマニュアルに定めのない事項に関しては、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁）」、「避難退域時検査等における資機材の運用・展開の手引き（内閣府（原子力防災担当））」により対応するものとする。

2 避難退域時検査の目的

原子力災害が発生し、放射性物質が放出された場合には、住民の被ばく線量を最小限に抑えるとともに、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることが重要である。そのため、OILに基づく防護措置として、住民が避難や一時移転を行う場合には、迅速性を損なわないようにする必要がある。また、住民を受け入れる地方公共団体では、円滑かつ確実な受け入れが必要である。

検査等は、このような住民の迅速な避難及び円滑かつ確実な受け入れのために、除染が必要なレベルの外部汚染の有無を確認することを目的とする。

なお、検査等の実施に当たっては、住民の生命、身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、現場の状況により住民の避難等を優先させるなど、柔軟な対応が求められる。

3 検査等の実施主体

県は、原子力事業者、国及び関係機関からの協力・支援により、迅速かつ効率的に検査を実施する。

4 検査等対象者

検査等の対象者は、OILに基づく防護措置としての一時移転等の指示を受けた住民（就業者及び旅行者等の一時滞在者を含む）とする。

この一時移転等の指示があった区域から一時移転等を行う住民等とその他の人の区別が困難な場合には、全て一時移転等の指示を受けた住民等とみなし、検査等を実施するものとする。

5 検査等実施場所

検査等は、県がUPZ境界周辺から避難先までの間の茨城県内に設けた場所を実施することとし、原子力緊急事態において、一時移転対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、検査等を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査等の候補地として、県内の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。

【表 1 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所】

(令和 5 年 8 月時点)

	候補場所	住所	検査 レーン数
1	常磐道友部サービスエリア	笠間市長兎路梶山久保1059-6	5
2	笠間市岩間海洋センター	笠間市押辺2259-1	5
3	常磐道美野里パーキングエリア	小美玉市羽鳥高場向2177-2-1	2
4	県農業総合センター	笠間市安居3165-1	1
5	常磐道中郷サービスエリア	北茨城市中郷町日棚字山崎1860-1	5
6	高萩市民球場	高萩市大字高萩727	3
7	高萩市リサイクルセンター	高萩市大字赤浜2100-15	3
8	サンスポーツランド高萩	高萩市下手綱2037-2	2
9	北関東道笠間パーキングエリア	笠間市上加賀田1916	5
10	県立笠間高等学校	笠間市笠間1668番地	3
11	笠間芸術の森公園東駐車場	笠間市笠間2345	2
12	笠間市総合公園 ①	笠間市箱田867-1	3
	笠間市総合公園 ②	笠間市箱田867-1	4
13	高萩市立高萩中学校	高萩市高浜町1丁目77番地	1
14	県立高萩清松高等学校	高萩市赤浜1864番地	1
15	県立茨城東高等学校	東茨城郡茨城町小幡2524	1
16	旧笠間市役所	笠間市石井717	3
17	鹿島灘海浜公園	銚田市大竹390	4
18	銚田市大洋運動場	銚田市大蔵217	4
19	大竹海岸駐車場	銚田市大竹	4
20	大宮運動公園	常陸大宮市鷹巣1860番地	2
21	大子合同庁舎	久慈郡大子町大子1834-1	1
22	大子町中央公民館	久慈郡大子町池田2669	1
23	常陸大宮市御前山支所	常陸大宮市野口3195	3
24	道の駅みわ	常陸大宮市鷺子272	1
25	物産センターかざぐるま	常陸大宮市小舟2810-1	1
26	常陸大宮市美和支所	常陸大宮市高部5281-1	1
27	里美ふれあい館	常陸太田市大中町3417-1	3
28	里美文化センター	常陸太田市折橋町623	2
29	高萩ユーフィールド	高萩市下君田682	1
30	袋田の滝第二駐車場	久慈郡大子町袋田628	1
31	城里町衛生センター ・物産センター山桜	東茨城郡城里町大字小勝2571	1
32	県立消防学校	東茨城郡茨城町長岡4068	1
33	旧県立銚田農業高等学校	茨城県銚田市徳宿2997-1	1
34	銚田合同庁舎	銚田市銚田1367-3	1
35	県立銚田第一高等学校	銚田市銚田1090-2	1
36	空のえき そ・ら・ら	小美玉市山野1628-44	3
37	水郷県民の森	潮来市島須3072-85	4

6 検査等の準備及び実施

県は、施設敷地緊急事態となった段階で、県及び原子力事業者等の要員の招集を開始し、全ての検査会場の設営が迅速に行えるよう準備を行う。

また、要員、資機材等が不足する場合には、国等へ検査に要する人員、資機材等についての配備を行うよう要請する。

ただし、「常磐道友部サービスエリア」、「常磐道中郷サービスエリア」及び「北関東道笠間パーキングエリア」については、全面緊急事態以降において検査等を実施できるよう、施設敷地緊急事態の段階から設営を開始するものとする。

7 検査等実施時の留意事項

検査等には、原子力施設からの放射性物質の放出、検査場所の空間線量率（バックグラウンド）の変化等の状況にあわせた対応が必要となる。追加的な放出等の事態が予測される場合は、国からの指示により、臨時的に屋内退避などの対応を行うことがある。この場合は、屋内退避の指示が解除されるまでの間は検査作業を中止し、屋内退避の指示が解除された場合には、バックグラウンドの値等についても考慮して、検査再開の判断を行う。

8 要員の構成と役割

検査等を行う際の体制は「図1 検査等の体制」のとおりとし、チーム区分ごとの役割及び標準的な要員数は「表2 要員の役割と標準的な要員数」のとおりとする。

なお、検査体制及び要員の構成と役割を定めているが、検査の効率化を図るため、検査対象となる車両、住民及び携行物品の数に応じて、他のチームによる支援などチーム間での役割分担の調整等の柔軟な運用を行い、迅速に検査が実施できるよう努める。

図1 検査等の体制

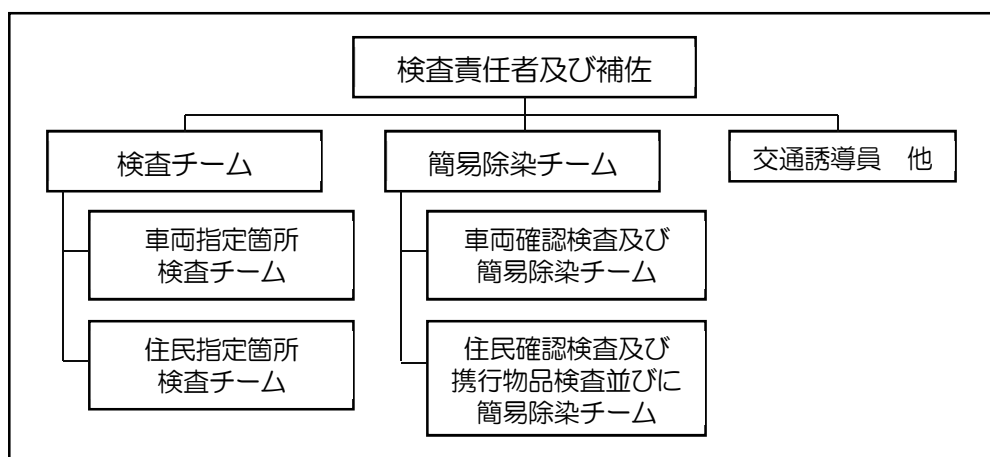


表2 要員の役割と標準的な要員数

チーム区分	役割	要員数
検査責任者	・検査場所における業務の全体統括及び災害対策本部との連絡調整（検査等の状況、バックグラウンドレベルの報告等）	1名
検査責任者補佐	・NaI(Tl)サーベイメータによるバックグラウンドの測定、検査責任者へ検査チームや簡易除染チームの活動状況等の報告	1名
車両指定箇所検査チーム	・GMサーベイメータによるワイパー部の検査及び車両用ゲート型モニタ等による車両の指定箇所検査	1レーン 6名
車両確認検査及び簡易除染チーム	・GMサーベイメータによる車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・車両の簡易除染	1レーン 12名
住民指定箇所検査チーム	・GMサーベイメータによる住民等の指定箇所検査	1レーン 3名
住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム	・GMサーベイメータによる住民等の確認検査及び携行物品の検査並びに簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・住民等及び携行物品の簡易除染並びにその補助（説明・指導等）	1レーン 8名
その他	・交通誘導等	3名以上

表3 避難退域時検査及び簡易除染で用いる資機材

要員防護装備	綿手袋、ゴム手袋、サージカルマスク、帽子、個人線量計 等
放射線測定器	表面汚染検査用測定器（GMサーベイメータ等）※、空間放射線量率用測定器（NaI(Tl)サーベイメータ等）、車両用ゲート型モニタ
住民検査用資機材	養生シート、粘着テープ、仮設テント、パネルパーテーション、椅子 等
簡易除染用品	ウェットティッシュ、ウエス、洗車用ブラシ、養生シート、綿手袋、ゴム手袋、帽子、サージカルマスク、着替え用衣類、廃棄物容器 等

※ GMサーベイメータ（入射窓面積が20cm²）以外の表面汚染検査用測定器を使用する場合は、OIL4（40,000cpm（β線））を判断するための基準値が異なるため注意が必要（下記に代表的な機種ごとの基準値を記載）。

【型式:B20J（入射窓面積：16.6cm²）】 基準値：23,000cpm

【型式:NHJ120（入射窓面積：20cm²）】 基準値：40,000cpm

【型式:TGS-146B（入射窓面積：20cm²）】 基準値：40,000cpm



【型式:B20J】



【型式:NHJ120】



【型式:TGS-146B】

9 検査・簡易除染の手順

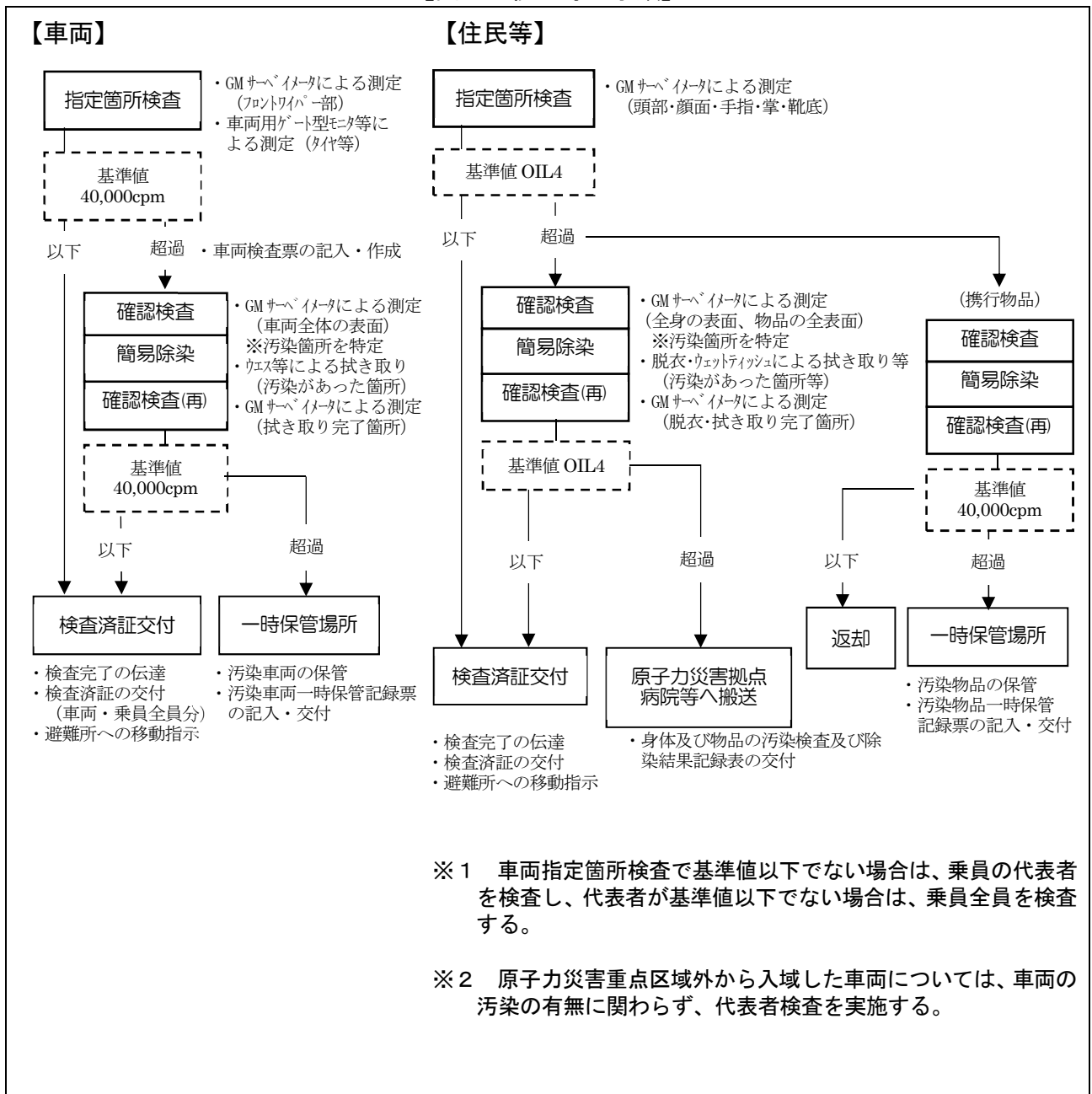
住民等の検査及び簡易除染は、「図2 検査等の手順」に従って行う。

自家用車やバス等の車両を利用して一時移転等を行う住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行う。この結果が40,000cpm（β線）以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者が0IL4（放射性物質の放出から1ヶ月以内では40,000cpm（β線）、1ヶ月後には13,000cpm（β線））を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民等が0IL4以下でない場合のみ検査を行う。

検査の結果、0IL4を超える住民等、40,000cpm（β線）を超える車両及び携行物品に対し、簡易除染（拭き取りや着替えを基本とする）を行う。簡易除染によっても0IL4を超える住民等は、除染が行える機関等（原子力災害拠点病院等）で必要な処置を行う。また、簡易除染によっても40,000cpm（β線）以下にならない車両や携行物品は、汚染拡大防止の観点から検査場所で一時保管などの措置を行う。

【図2 検査等の手順】



10 役割ごとの業務内容等

(1) 検査責任者の役割【検査会場ごとに1名配置】

検査場所における業務の全体統括及び災害対策本部との連絡調整を行う。また、全体の検査の効率化を図るため、検査対象となる車両、住民等及び携行物品の数に応じて、柔軟にチーム間での要員数や役割分担等の変更調整を行う。

検査責任者は、各業務統括者を通じて、業務開始前、各チーム員全員が個人線量計を携帯していることを確認する。

(2) 検査責任者補佐の役割とバックグラウンドの測定方法【検査会場ごとに1名配置】

検査場所の空間線量率（バックグラウンド）の測定、検査責任者へ検査チームや簡易除染チームの活動状況等の報告を行う。

検査責任者補佐は、検査の準備段階から検査終了までの間、空間線量率用の放射線測定器（NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ等）を使って、以下の方法により、定期的にバックグラウンドの測定を行う。

- ア 検査責任者補佐は検査場所の屋内・外の2箇所程度を選んで測定点（定点）とする。測定点は車の通行が少なく、目印があって、場所の特定が容易な地点を選ぶ。
- イ 測定器を準備し、測定点において検出部を地上から1m（腰部付近）の高さで水平に保つ。毎回、同一の向きで測定する。
- ウ 時定数を10秒とし、約30秒（時定数の3倍）経過後、指示値を読み、記録する。指示値の読み方は、メータ針のある機種では、針の振れの中央を読む。
- エ 空間線量率（バックグラウンド）の測定は、検査を開始する前及び検査中1時間に1回程度行う。
- オ 測定結果として測定日時、測定場所、測定者及び測定値を記録し、結果については各チームへ伝達する。
- カ 原子力施設の状況の変化や各チームからの検出報告等、注意すべき情報が得られた場合には、連続監視等、測定の頻度を上げる。

(3) 車両指定箇所検査チームの役割と検査手順【検査レーンごとに6名配置】

GMサーベイメータ及び車両用ゲート型モニタを用いて、車両指定箇所検査（車両ワイパー部及び車両の全てのタイヤ側面）を実施する。

検査時においては、検査要員の身体、不織布ガウン等（GMサーベイメーター含む）が車体や地面に触れないよう注意して測定を行う。

① 車両の指定箇所検査に係る全体統括【業務統括者：1名】

ア 検査対象車両が原子力災害重点区域外から来たバス等の車両の場合は、車両の検査において車両が物品等の除染の基準を超えない場合であっても、乗員の代表者の指定箇所検査を実施し、0IL4を超える場合には、乗員全員の指定箇所検査の実施が必要となることを説明する。

イ 上記の場合においては、住民指定箇所検査チームの業務統括者と情報共有のうえ、乗員の数など必要な情報についての引継を行う。

② GMサーベイメータによる指定箇所検査【検査員：2名】

- ア 検査を行う箇所は、ワイパー部（フロントガラス下部）とする。
- イ 時定数を3秒に設定する。
- ウ 測定レンジは、10,000cpm（10k）に設定する。
- エ 計数音はオフ（消音）にする。
- オ 検査開始前、プローブ（検出部窓）を空中に向けた状態での測定値（バックグラウンド値）を確認する。
- カ 車両を停車させ、要員の安全を確保するため、ギアをパーキングにし、サイドブレーキが引いてあることを確認する。
- キ 検査対象の表面と検出部の距離を1cm程度に保ちながら、毎秒約10cmの速度でプローブ（検出器窓）を移動させる。
- ク 指示値が40,000cpm^{*}を超えていないことを確認する。超えた場合は、記録員に報告する。
- ケ ワイパー部は、車体に衣服及び身体が触れない程度の手が届く範囲を検査する。
- コ 「原子力災害重点区域」から来た車両かどうかを確認し、該当する場合には業務統括者へ伝える。
- サ 1台の検査が終わった後、プローブ（検出部窓）を空中に向けた状態での測定値（バックグラウンド値）に著しい変化がないことを確認する。確認の結果、著しい変化があった場合は、ラップフィルムを交換する。
- シ ラップフィルムの交換後もバックグラウンド値が戻らない場合は、他の要因が考えられるので、予備のGMサーベイメータと交換する。

※ GMサーベイメータ（入射窓面積が20cm²）以外の表面汚染検査用測定器を使用する場合は、OIL4（40,000cpm（β線））を判断するための基準値が異なるため注意が必要

③ 車両用ゲート型モニタによる指定箇所検査【検査員：1名】

- ア 検査を行う箇所は、車両の全てのタイヤとする。
- イ ポール間の距離は3.5mとなるよう車両用ゲート型モニタを設置する。
- ウ 表4「車種に応じたバックグラウンド係数率と警報設定値」を参照し、適切な警報設定値を車両用ゲート型モニタの制御装置に入力する。
- エ 車両をゲートの中心線に沿って、速度約5km/hで通過させる。
- オ ウで設定した警報設定値を超えていないことを確認する。
超えた場合は、記録員に報告する。

④ 指定箇所検査結果の記録及び検査済証の交付等【記録員：2名】

- ア 車両の指定箇所検査結果で、40,000cpm（β線）を超えた場合
「車両検査票（検査場所保管用）（様式1号）」を作成のうえ代表者へ交付し、車両の確認検査・簡易除染場所において提出するよう案内する。
- イ 車両の指定箇所検査結果で、40,000cpm（β線）以下である場合
「避難退域時検査済証（車両）（様式5号）」、乗車人数分の「避難退域時検査済証（住民）（様式6号）」を作成し、交付する。

表4 「車種に応じたバックグラウンド係数率と警報設定値」

千代田テクノル製 ガンマポール（車両用ゲート型モニタ）を使用した場合

【軽自動車、普通車（車幅約1.5～1.9m）の場合】

バックグラウンド 計数率 (cpm)	警報設定値 (cpm)
～ 10,000	22,600
10,000 ～ 20,000	22,500
20,000 ～ 25,000	22,400
25,000 ～ 30,000	22,300
30,000 ～ 35,000	22,200
35,000 ～ 40,000	22,200
40,000 ～ 45,000	22,100
45,000 ～ 50,000	22,000
50,000 ～ 60,000	21,900
60,000 ～ 70,000	21,800
70,000 ～ 80,000	21,700
80,000 ～ 100,000	21,500
100,000 ～ 150,000	21,100
150,000 ～ 200,000	20,700
200,000 ～ 250,000	20,400
250,000 ～ 300,000	20,100
300,000 ～ 350,000	19,800
350,000 ～ 400,000	19,600
400,000 ～ 450,000	19,300
450,000 ～ 500,000	19,100
500,000 ～ 600,000	18,700
600,000 ～ 650,000	18,500
650,000 ～ 測定不可	-

【大型バス、中型バス（車幅約2.3～2.5m）の場合】

バックグラウンド 計数率 (cpm)	警報設定値 (cpm)
～ 10,000	38,600
10,000 ～ 20,000	38,400
20,000 ～ 30,000	38,200
30,000 ～ 40,000	38,000
40,000 ～ 50,000	37,800
50,000 ～ 60,000	37,700
60,000 ～ 80,000	37,400
80,000 ～ 100,000	37,100
100,000 ～ 150,000	36,500
150,000 ～ 200,000	36,000
200,000 ～ 250,000	35,500
250,000 ～ 300,000	35,000
300,000 ～ 400,000	34,200
400,000 ～ 500,000	33,500
500,000 ～ 600,000	32,900
600,000 ～ 700,000	32,300
700,000 ～ 800,000	31,700
800,000 ～ 900,000	31,200
900,000 ～ 1,000,000	30,700
1,000,000 ～ 1,100,000	30,200
1,100,000 ～ 1,200,000	29,800
1,200,000 ～ 1,300,000	29,300
1,300,000 ～ 1,400,000	28,900
1,400,000 ～ 1,500,000	28,500
1,500,000 ～ 測定不可	-

(4) 車両確認検査・簡易除染チームの役割と検査・簡易除染手順

【検査レーンごとに12名配置】

車両の指定箇所検査で40,000cpm (β線) を超える箇所があると判断された場合、GMサーベイメータを用いて車両の確認検査を実施する。

検査時においては、検査要員の身体、不織布ガウン等 (GMサーベイメーター含む) が車体や地面に触れないよう注意して測定を行う。

確認検査の結果、40,000cpm (β線) を超えることが確認された場合、簡易除染員による簡易除染を行う。

簡易除染にあたっては、付着している放射性物質をできるだけ拡大させないようにする必要があるので、放射線や放射性物質は目に見えないことを念頭におき、人と物の動きに問題がないか注意し、ブルーシート等で養生した場所において実施する。

① 車両確認検査・簡易除染の趣旨・内容説明【業務統括者：1名】

ア 車両確認検査・簡易除染の趣旨・方法について説明を行う。

イ 乗員代表者について、指定箇所検査が必要であることを説明し、検査協力を依頼する。

ウ 代表者を車両脇まで案内し、住民指定箇所検査チームの業務統括者に引き継ぐ。

エ 住民指定箇所検査チームの記録員に対し、車両の全乗員数について伝達する。

オ 乗員代表者がOIL4以下でない恐れがある場合には、乗員全員の指定箇所検査が必要となる可能性があることについて、車内に残っている乗員へ説明を行う。

カ 乗員代表者の指定箇所検査の結果、OIL4を超える場合には、乗員全員の検査が必要となるため、住民指定箇所検査場所まで移動するよう、車内に残っている乗員を誘導する。

② 車両の確認検査【検査員：4名】

ア 検査を行う箇所は、車両の全外表面 (ただし、手の届く範囲内) とする。

イ 時定数を3秒に設定する。

ウ 測定レンジは、10,000cpm (10k) に設定する。

エ 計数音はオフ (消音) にする。

オ 検査開始前、プローブ (検出器窓) を空中に向けた状態での測定値 (バックグラウンド値) を確認する。

カ 車両確認検査では、車両を停車させ、要員の安全を確保するため、ギアをパーキングにし、サイドブレーキが引いてあること、またエンジンが停止していることを確認する。

キ 検査対象の表面と、検出面の距離を1cm程度に保ちながら、毎秒約10cmの速度でプローブ (検出器窓) を移動させる。

ク 検査は、対象車両の全面とする。ただし、手の届く可能な範囲で行い、脚立等による高所作業やエンジンルーム内の検査は実施しない。

ケ 有意に指示値が高い場所でプローブ (検出器窓) を縦・横に動かし、指示値が最も高くなる箇所でプローブを約10秒固定して、測定値を読み、40,000cpm*以下であることを確認する。バックグラウンドの減算は行わない。

コ 有意に指示値が高い場所が複数あるときは、それぞれの箇所で同様に測定する。

サ 指示値が40,000cpm*を超えていないことを確認する。超えた場合は、記録員に報告する。

シ 1台の検査が終わった後、プローブ (検出器窓) を空中に向けた状態での測定値 (バックグラウンド値) に著しい変化がないことを確認する。確認の結果、著しい変化があ

った場合は、ラップフィルムを交換する。
ス ラップフィルムの交換後もバックグラウンド値が戻らない場合は、他の要因が考えられるので、予備のGMサーベイメータと交換する。

※ GMサーベイメータ（入射窓面積が20cm²）以外の表面汚染検査用測定器を使用する場合は、OIL4（40,000cpm（β線））を判断するための基準値が異なるため注意が必要

③ 車両の簡易除染【除染員：4名】

ア 原則として、除染補助員が濡らしたウエス等を用い、付着している放射性物質を拭き取る。拭き取りの方法は、以下のとおりとする。
（ア） 40,000cpm（β線）以下でない箇所の周囲から中心に向かって一方向に拭き取る。
（イ） 1枚のウエス等で何度も繰り返して拭き取らないようにする。
（ウ） 1度拭き取りに使ったウエス等は所定の容器等へ入れる。
イ 該当箇所に強固に泥が付着している場合は、洗車用ブラシを使うなどして、泥を落とす。落とした泥はシートで受け、ポリ袋等を集めておき、一般の廃棄物と分別しておく。
ウ 1回の簡易除染で40,000cpm（β線）以下とならない場合は、2回を目安に簡易除染を行い、確認検査を行う。

④ 車両の簡易除染の補助【除染補助員：2名】

簡易除染時の汚染拡大防止の観点から、除染員を簡易除染に専念させるため、濡らしたウエスの準備等、除染資機材の準備については、除染補助員が実施する。
ア 濡らしたウエス等を準備し、除染員に手渡す。
イ 除染員が使用した後のウエス等を廃棄物容器に廃棄させる。

⑤ 確認検査結果・簡易除染結果の記録【受付・記録員：1名】

確認検査結果、簡易除染後の確認検査結果等について、「車両検査票（検査場所保管用）（様式1号）」に記入する。
ア 確認検査・簡易除染を実施しても40,000cpm（β線）を超える場合
「汚染車両一時保管記録票（検査場所保管用）（様式2号）」及び（交付用）に車両の所有者氏名、連絡先、年月日及び検査結果の情報等の必要事項を記録し、（交付用）を切り離して運転手に交付する。
当該車両については、検査場所に一時保管することとなるため、検査場内に設置する車両の一時保管場所への駐車を案内する。
避難所等へは、県が手配するバス等の代替交通手段で移動することになることを説明する。
イ 確認検査・簡易除染の実施後、40,000cpm（β線）以下となった場合
「避難退域時検査済証（車両）（様式5号）」を交付する。

(5) 住民指定箇所検査チームの役割と検査手順【検査レーンごとに3名配置】

車両の確認検査・簡易除染実施場所に待機し、車両の指定箇所検査で40,000cpm（β線）を超えると判断された場合には、GMサーベイメータを用いて乗員代表者の指定箇所検査を実施する。その結果、乗員代表者がOIL4を超える場合には、乗員全員について指定箇所検査を実施する。

検査時においては、検査要員の身体、不織布ガウン等（GMサーベイメーター含む）が住民や地面に触れないよう注意して測定を行う。

住民指定箇所検査は、ブルーシート等で養生した場所において実施する。

① 住民の指定箇所検査の趣旨・内容説明【業務統括者：1名】

ア 住民代表者に対し、住民指定箇所検査の趣旨・方法を説明する。

イ 乗員代表者の指定箇所検査の結果、OIL4を超える場合には、車両確認検査・簡易除染チームの業務統括者と協力し、乗員全員を住民指定箇所検査場所まで誘導する。

ウ 住民指定箇所検査場所にて、乗員全員に対し、住民指定箇所検査の趣旨・方法を説明する。

エ 車両の指定箇所検査において、車両が避難対象地域外から来た場合には、乗員全員の指定箇所検査の実施が必要となることから、車両の指定箇所検査チームの業務統括者と連携して対応を行う。

② 住民の指定箇所検査【検査員：1名】

ア 検査対象箇所は、放射性物質が付着している可能性が高い「頭部、顔面」、「手指及び掌」、「靴底」とする（図3参照）。なお、検査の際には、帽子、上着等は着衣のまま、その上から検査する。

イ 時定数を3秒に設定する。

ウ 測定レンジは、10,000cpm（10k）に設定する。

エ 計数音はオフ（消音）にする。

オ 検査開始前、プローブ（検出部窓）を空中に向けた状態での測定値（バックグラウンド値）を確認する。

カ 検査対象の表面と検出部の距離を1cm程度に保ちながら、毎秒約10cmの速度でプローブ（検出部窓）を移動させる。

キ 指示値が40,000cpm^{*}を超えていないことを確認する。超えた場合は、記録員に報告する。

ク 1人の検査が終わった後、プローブ（検出部窓）を空中に向けた状態での測定値（バックグラウンド値）に著しい変化がないことを確認する。確認の結果、著しい変化があった場合は、ラップフィルムを交換する。

ケ ラップフィルムの交換後もバックグラウンド値が戻らない場合は、他の要因が考えられるので、予備のGMサーベイメータと交換する。

※ GMサーベイメータ（入射窓面積が20cm²）以外の表面汚染検査用測定器を使用する場合は、OIL4（40,000cpm（β線））を判断するための基準値が異なるため注意が必要

【図3 住民の指定箇所検査】



③ 住民の指定箇所検査結果の記録【受付・記録員：1名】

ア 乗員代表者の指定箇所検査

(ア) 乗員代表者の指定箇所検査の結果、0IL4を超える場合

「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）（様式3号）」を作成のうえ代表者へ交付し、住民の確認検査・簡易除染場所において提出するよう案内する。また、0IL4を超えた旨を業務統括者へ報告する。

(イ) 乗員代表者の指定箇所検査の結果、0IL4以下である場合

代表者を含む乗車人数分の「避難退域時検査済証（住民）（様式6号）」を作成し、交付する。

イ 乗員全員の指定箇所検査

(ア) 乗員の指定箇所検査の結果、0IL4を超える場合

「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）（様式3号）」を個人ごとに作成のうえ交付し、住民の確認検査・簡易除染場所において提出するよう案内する。

(イ) 乗員の指定箇所検査の結果、0IL4以下である場合

「避難退域時検査済証（住民）（様式6号）」を作成し、交付する。

(6) 住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チームの役割と検査・簡易除染手順

【検査レーンごとに8名配置】

住民の指定箇所検査において0IL4を超えると判断された場合には、GMサーベイメータを用いて住民の確認検査及び簡易除染を実施する。

検査時においては、検査要員の身体、不織布ガウン等（GMサーベイメーター含む）が住民、物品及び地面に触れないよう注意して測定を行う。

住民確認検査及び簡易除染は、ブルーシート等で養生した場所において実施する。

① 住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染の趣旨・内容説明【業務統括者：1名】

住民に対し、確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染の趣旨・方法を説明する。

② 住民の確認検査【検査員：2名】

- ア 時定数を3秒に設定する。
- イ 測定レンジは、10,000cpm (10k) に設定する。
- ウ 計数音はオフ (消音) にする。
- エ 検査開始前、プローブ (検出部窓) を空中に向けた状態での測定値 (バックグラウンド値) を確認する。
- オ 検査対象の表面と、検出面の距離を1cm程度に保ちながら、毎秒約10cmの速度でプローブ (検出部窓) を移動させる。
- カ 検査を行う箇所は、指定箇所検査で検出された箇所を含めた検査対象の全面又は簡易除染を行うときはその箇所とする。
- キ 有意に指示値が高い場所でプローブ (検出部窓) を縦・横に動かし、指示値が最も高くなる箇所でプローブ (検出部窓) を約10秒固定して、測定値を読み、OIL4以下であるかを確認する。バックグラウンドの減算は行わない。
- ク 有意に指示値が高い場所が複数あるときは、それぞれの箇所で同様に測定する。
- ケ 指示値が40,000cpm^{*}を超えていた場合は、記録員に報告する。
- コ 1人の検査が終わった後、プローブ (検出部窓) を空中に向けた状態での測定値 (バックグラウンド値) に著しい変化がないことを確認する。確認の結果、著しい変化があった場合は、ラップフィルムを交換する。
- サ ラップフィルムの交換後もバックグラウンド値が戻らない場合は、他の要因が考えられるので、予備のGMサーベイメータと交換する。

※ GMサーベイメータ (入射窓面積が20cm²) 以外の表面汚染検査用測定器を使用する場合は、OIL4 (40,000cpm (β線)) を判断するための基準値が異なるため注意が必要

③ 住民の簡易除染【除染員：1名】

- ア 衣服が40,000cpmを超える場合は、原則として住民等本人による脱衣を行ってもらう。その際、替えの衣服も予め用意しておく。
- イ 脱衣の際は、衣服や身体への放射性物質の拡大を防止する必要がある。そのため、簡易除染員から住民等へ以下の説明と指導を行う。なお、自分で脱衣を行えない住民等には、簡易除染員が補助を行う。
 - (ア) 手袋とマスクを着用する。
 - (イ) 衣服の表を中に巻き込むように脱ぐ。
 - (ウ) 脱衣の際に皮膚に触れる場合は、テープ等で覆ってから脱衣する。
- ウ 脱衣後、該当箇所の接触していた身体を確認検査し、測定の結果、OIL4を超える場合は、原則として、住民等本人によるウェットティッシュ等を用いた拭き取りを行ってもらう。その際は、簡易除染員から住民等へ以下の説明と指導を行う。なお、自分で拭き取りが行えない住民等には簡易除染員が手伝いを行う。
 - (ア) 手袋 (手の簡易除染時は着用しない) とマスクを着用する。
 - (イ) OIL4を超える箇所の周囲から中心に向かって拭き取る。
 - (ウ) 1枚のウェットティッシュ等で何度も繰り返して拭き取らないようにする。
 - (エ) 1度拭き取りに使ったウェットティッシュ等は所定の容器等へ入れる。
 - (オ) アルコールにアレルギーのある住民等には、水でぬらしたガーゼ、布等を使う。

(カ) 1回の簡易除染で0IL4以下とならない場合は、2回を目安に簡易除染を行い、確認検査を行う。

④ 住民の確認検査・簡易除染結果の記録【受付・記録員：1名】

「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）（様式3号）」に検査結果の情報等の必要事項を記録する。

ア 確認検査・簡易除染を実施しても身体の汚染が0IL4を超える場合

当該住民に対しては、追加の除染を行う必要があるため、「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）」に同一内容を転記して交付するとともに、0IL4を超える部位をタオル等で覆うなどして拡散防止処置を施した上で、除染処置について専門的な知識及び技能を有する機関（原子力災害拠点病院等）まで移動することになる旨説明する。

イ 確認検査・簡易除染の実施後、0IL4以下となった場合

「避難退域時検査済証（住民）（様式6号）」を作成し、交付する。また、携行物品がある場合には、「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）（様式3号）」を交付し、携行物品の確認検査・簡易除染場所において提出するよう案内する。

⑤ 携行物品の確認検査【検査員：1名】

対象となる物品の表面を検査する。原則として表面全面を行う。なお、スーツケース、鞆、袋等密封されたものは、開封して検査する必要はない。

ア 時定数を3秒に設定する。

イ 測定レンジは、10,000cpm（10k）に設定する。

ウ 計数音はオフ（消音）にする。

エ 検査開始前、プローブ（検出部窓）を空中に向けた状態での測定値（バックグラウンド値）を確認する。

オ 検査対象の表面と、検出面の距離を1cm程度に保ちながら、毎秒約10cmの速度でプローブ（検出部窓）を移動させる。

カ 検査を行う箇所は、指定箇所検査で検出された箇所を含めた検査対象の全面又は簡易除染を行うときはその箇所とする。

キ 有意に指示値が高い場所でプローブ（検出部窓）を縦・横に動かし、指示値が最も高くなる箇所でプローブ（検出部窓）を約10秒固定して、測定値を読み、40,000cpm^{*}以下であるかを確認する。バックグラウンドの減算は行わない。

ク 有意に指示値が高い場所が複数あるときは、それぞれの箇所で同様に測定する。

ケ 指示値が40,000cpm^{*}を超えていた場合は、記録員に報告する。

コ 一つの物品検査が終わった後、プローブ（検出部窓）を空中に向けた状態での測定値（バックグラウンド値）に著しい変化がないことを確認する。確認の結果、著しい変化があった場合は、ラップフィルムを交換する。

サ ラップフィルムの交換後もバックグラウンド値が戻らない場合は、他の要因が考えられるので、予備のGMサーベイメータと交換する。

※ GMサーベイメータ（入射窓面積が20cm²）以外の表面汚染検査用測定器を使用する場合は、0IL4（40,000cpm（β線））を判断するための基準値が異なるため注意が必要

⑥ 携行物品の簡易除染【除染員：1名】

携行物品の確認検査の結果、40,000cpm（β線）以下にならない場合は、以下のとおり簡易除染を実施する。なお、所有者の希望があれば、本人が手袋をした上で、拭き取りをしても行うこともできる。

ア 手袋（手の簡易除染時は着用しない）とマスクを着用する。

イ 40,000cpm（β線）を超える箇所の周囲から中心に向かって拭き取る。

ウ 1枚のウェットティッシュ等で何度も繰り返して拭き取らないようにする。

エ 1度拭き取りに使ったウェットティッシュ等は所定の容器等へ入れる。

オ 1回の簡易除染で40,000cpm（β線）以下とならない場合は、2回を目安に簡易除染を行い、確認検査を行う。

⑦ 携行物品の確認検査結果・簡易除染結果の記録【受付・記録員：1名】

「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）（様式3号）」に検査結果の情報等の必要事項を記録する。

ア 携行物品の確認検査・簡易除染を実施しても40,000cpm（β線）以下にならない場合ポリ袋に入れて封をする。その後の取扱いについては、住民が所有権を放棄した場合は廃棄処分とし、それ以外の場合は検査場所で一時保管することを説明する。

「携行物品一時保管記録票（検査場所保管用）（様式4号）」及び（交付用）に物品の所有者氏名、連絡先、年月日及び検査結果の情報等の必要事項を記録し、（交付用）を切り離して所有者に交付する。

ただし、貴重品等については盗難等のおそれがあるため、汚染が広がらないように養生等を実施した上で、避難所等まで持参してもらう。

イ 確認検査・簡易除染の実施後、40,000cpm（β線）以下となった場合携行物品を返却する。

(7) 交通誘導員の役割【検査レーンごとに4名以上配置】

円滑な検査の実施のための車両誘導を行う。車両を誘導する際には、「停まれ」、「進め」等の合図については、運転手が混乱しないよう、大きくはっきりとした動作で車両誘導を実施する。

11 汚染物等の取扱い

① 簡易除染で発生したウエスやウェットティッシュ等の汚染物（所有者が所有権を放棄した携行物品を含む。）は「汚染」と表記したポリ袋に入れ、一般の廃棄物と分別しておく。なお、検査員等が使用したゴム手袋や使い捨て雨合羽、マスク等も、汚染している可能性があるともみなし、同様に取り扱う。

② 汚染物等は、計画に定めた保管場所に一時保管する。一時保管場所は、住民等や要員の出入りの少ない場所とし、可能であれば、施錠できる場所であってコンクリート壁等に囲まれた、遮へい効果が期待できる場所を選ぶ。

参考資料 検査等の場面別対応事例集

1 車両指定箇所検査（車両用ゲート型モニタ等による検査）

- ① 誘導員Aは、ゲートの手前で車両を一時停止させ、運転者に次のとおり説明する。

○車の放射線測定を行います。ギアをパーキングにして、サイドブレーキを引いてください。
○最初にワイパー部分を測定します。測定が終わったら合図をするので5km/h以下で徐行し、前方のゲートを通過して下さい。
○検査で異常がなければ、記録員より検査済証を受け取り、誘導員の指示に従って出口まで進んでください。
○異常があった場合は、汚染箇所を特定して簡易除染を行いますので、誘導員の指示に従って進んでください。

- ② 検査員A、Bは、左右ワイパー部（フロントガラス下部）をGMサーベイメータで測定する。
- ・ 基準値以下の場合、運転者にゲートに進むよう説明する。
 - ・ 基準値超過の場合、誘導員に確認検査に誘導するよう口頭で伝達し、運転者にはゲートに進むよう説明する。
 - ・ 「原子力災害重点区域」から来た車両かどうかを確認し、該当する場合は、その旨を業務統括者へ報告する。
- ③ 検査員Cは、使用する車両用ゲート型モニタが正常に機能し、測定がされていることを確認する（ブザー音等）。
- ・ 検査で基準値を超える結果が出た場合には、記録員に報告する。

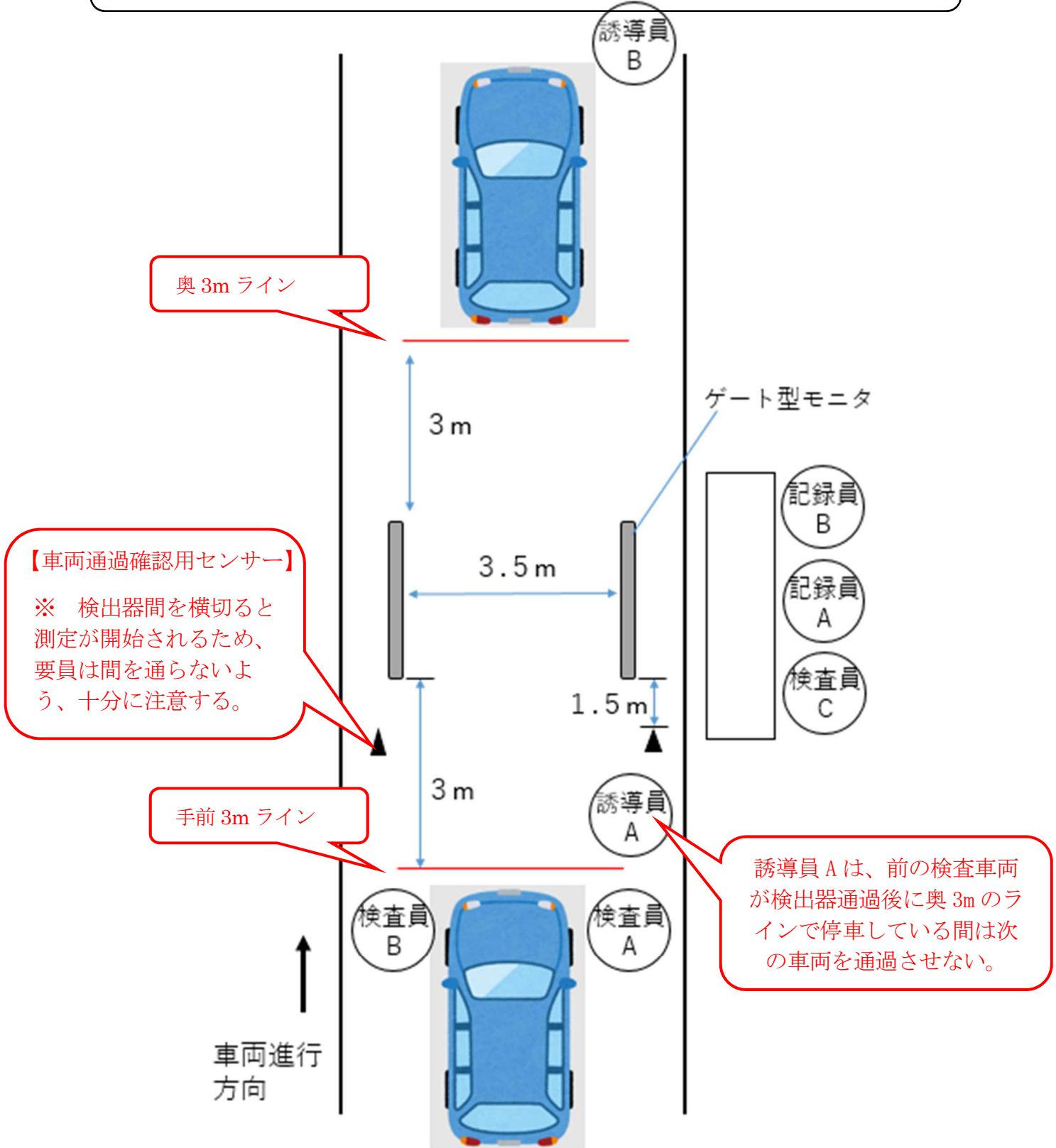
- ④ 記録員AまたはBは、検査結果に応じて次のとおり説明する。

(40,000cpm (β線) を超えた場合)
○車両に放射性物質が付着している可能性があるため、加えて確認検査・簡易除染を実施します。「車両検査票（検査場所保管用）（様式〇号）」をお渡ししますので、車両確認検査・簡易除染場所の係員に提出してください。

(40,000cpm (β線) 以下である場合)
○検査で異常はありませんでしたので、「避難退域時検査済証（車両）（様式〇号）」、乗車人数分の「避難退域時検査済証（住民）（様式〇号）」をお渡しします。誘導員の指示に従って出口まで進んでください。

- ⑤ 誘導員Bは、基準値以下の車両は出口に、基準値超過の車両は確認検査・簡易除染場所に誘導する。
- ⑥ 業務統括者は、検査対象が避難対象地域外から来た車両の場合には、乗員全員の指定箇所検査が必要なことを説明し、住民指定箇所検査チームの業務統括者に引き継ぐ。

※ 車両用ゲート型モニタの設置については、「避難退城時検査等における資機材の展開及び運用の手引き（内閣府）」参照し、**指定された寸法どおりに機器を配置**すること。



【車両指定箇所検査の実施体制（配置例）】

2 車両確認検査・簡易除染（GMサーベイメータによる検査、汚染箇所の拭き取り）

① 業務統括者は、運転者に下記のとおり説明する。

○これから車の汚染箇所を特定して、簡易除染を行います。ギアをパーキングにして、サイドブレーキを引いて、エンジンを停止してください。
○簡易除染中に乗員の代表者の方の検査も行います。お手数ですが、代表者の方は車から降車してください。

※ 乗員の代表者に対する指定箇所検査は、代表者が車に乗った状態で「車両確認検査・簡易除染チーム」が行うことも可能である。この結果、確認検査が必要なければ、乗車したまま車両の簡易除染を行う。

また、代表者の選定については、避難行動の確認を行い、同様の行動をとった乗員から1名程度選ぶ。

② 検査員A～Dは、車両の左前、右前、左後、右後に別れて、GMサーベイメータで車両の表面全体を測定する。

※ 車体に体が触れない程度の、手の届く範囲を検査する。

※ 基準値を超過した箇所があれば、その都度、口頭で除染員に汚染箇所を伝え、拭き取りを指示する。

③ 除染員A～Dは、車両の左前、右前、左後、右後に別れて、検査員から指示された箇所を濡らしたウエス等で拭き取る。

※ 指示された箇所の周囲から中心に向かって一方向に拭き取る。

※ 拭き取りの際、1枚のウエス等で何度も繰り返して拭き取らないようにする。

※ 1度拭き取りに使ったウエス等は所定の容器等へ入れる。

④ 検査員A～Dは、車両の表面全体を測定した後、それぞれ除染員4名が拭き取りを行った箇所の周辺を再度測定する。

※ 基準値を超過した箇所があれば、除染員に再度拭き取りを指示する。

※ 再度、拭き取りをしても基準値を超過する場合は、記録員に該当箇所を報告する。

⑤ 記録員Aは、検査結果等について、運転者に下記のとおり説明する。

（基準値以下の場合）

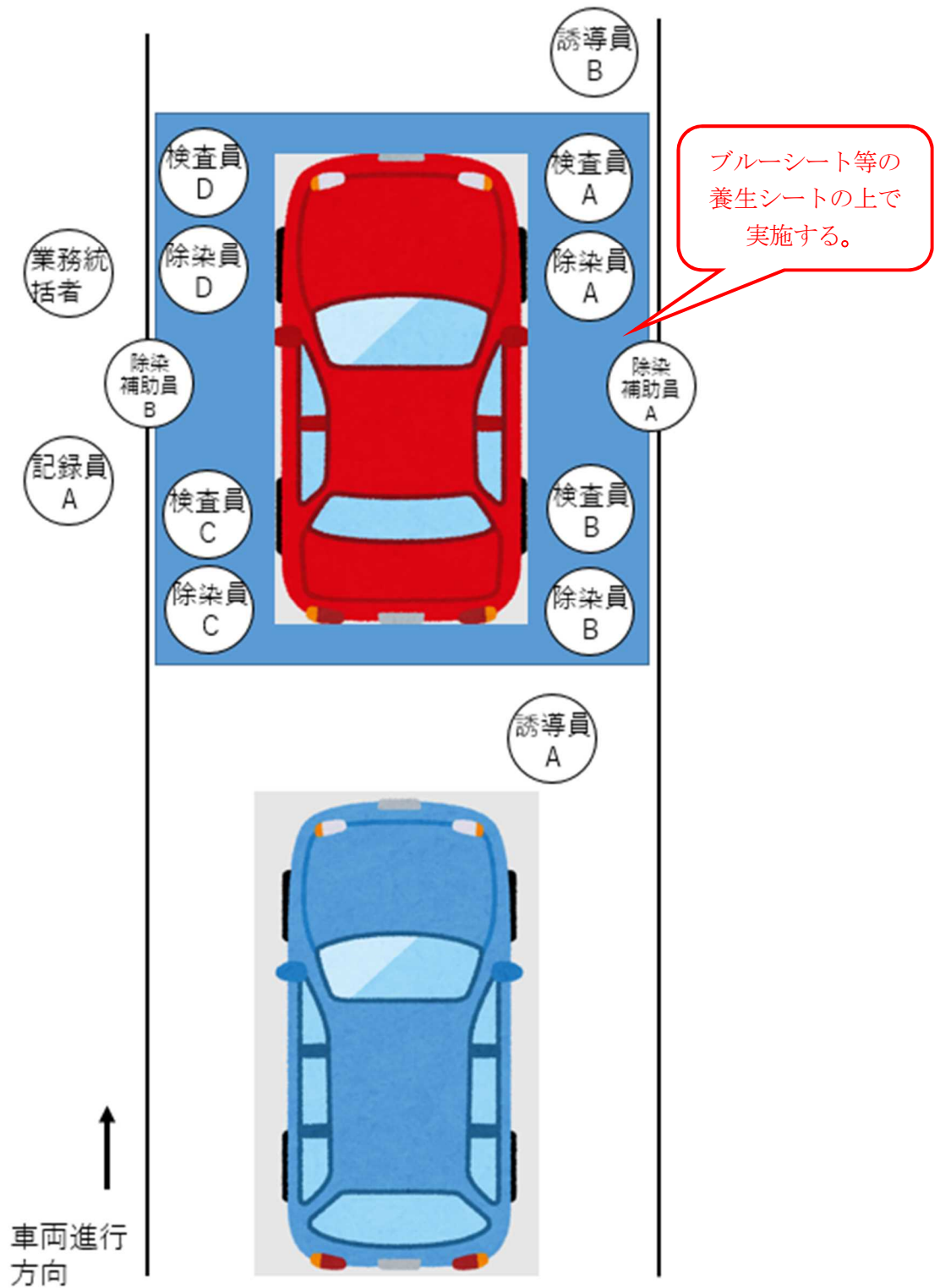
○簡易除染を行った結果、基準値を下回りましたので、避難退域時検査済証（車両）をお渡します。誘導員の指示に従い、出口まで進んでください。

（基準値超過の場合）

○簡易除染を行いました、基準値を超過しておりますので、申し訳ありませんが、車両を一時保管させていただくこととなります。「汚染車両一時保管記録票（交付用）」をお渡しします。

○乗員の方は、こちらで用意するバスで避難所まで移動していただくこととなりますので、あちらの待機場所でお待ちください。

※ 代表者の指定箇所検査については、住民指定箇所検査チームの検査員が車両脇にて実施する。



【車両確認検査・簡易除染の実施体制】

3 住民指定箇所検査（代表者）

「2 車両確認検査・簡易除染」を実施している間に、乗員の代表者の指定箇所検査を実施する。

※ 基準値以下の場合、車両の簡易除染後に代表者を車両に乗車させる。

① 業務統括者は、乗員の代表者に以下のとおり説明する。

○これから指定箇所を検査します。最初に顔と頭部の検査になります。
○次に両手を検査するので、両手を前に出して開いてください。
○次に靴底を検査するので、足を後ろに上げて靴底が見えるようにしてください*。

・ 代表者が基準値を超えた場合には、同乗者全員を降車させ、住民指定箇所検査場所に向かうよう指示する。

※ 高齢者等は靴底を見せる姿勢をとることが難しいことがあるため、椅子などに座った状態で靴底を測定する等の配慮が必要

② 受付・記録員は、検査結果により、以下のとおり説明する。

(基準値以下の場合)

○指定箇所の検査を行いました、基準値以下であり問題ありません。

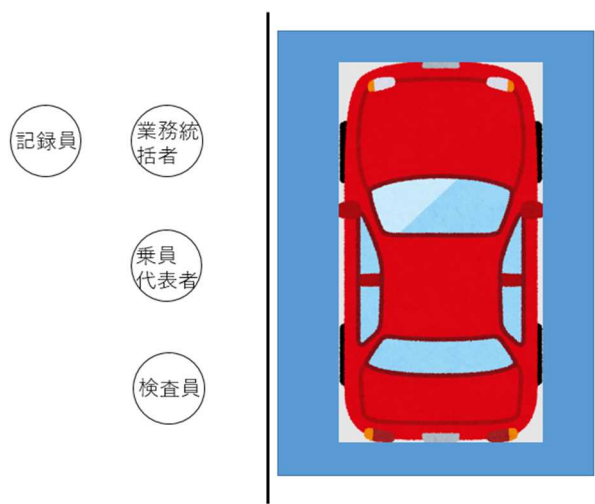
「避難退域時検査済証（住民）」をお渡しします。車両の除染が終わるまで、少しお待ちください。

(基準値超過の場合)

○指定箇所の検査を行ったところ、基準値を超える放射性物質が付着している可能性がありますので、確認検査・簡易除染を行います。「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）」をお渡ししますので、住民確認検査場所において提出してください。また、同乗者の方も全員検査を受けていただく必要がありますので、一緒に住民検査場所までご案内いたします。

・ 代表者が基準値以下の場合、乗員全員分の「避難退域時検査済証（住民）」も交付する。

車両の確認検査・簡易除染場所



【代表者の指定箇所検査の実施体制】

4 住民指定箇所検査（同乗者）

- ・ 業務統括者は、代表者を確認検査に誘導し、同乗者については、GMサーベイメータで指定箇所（頭部・顔面・手指・掌・靴底）検査を実施する。
- ・ 受付・記録員は、基準値を超過した箇所があれば「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）」に超過箇所を記載のうえ本人に渡し、住民確認検査に移動させる。

① 業務統括者は、代表者及び乗員に対し、以下のとおり説明する。

- 先ほど指定箇所検査を受けた代表者の方は、確認検査に進んでください。
- 同乗者の方はこちらで指定箇所を検査します。最初に顔と頭部の検査になります。
- 次に両手を検査するので、両手を前に出して開いてください。
- 次に靴底を検査するので、足を後ろに上げて靴底が見えるようにしてください。

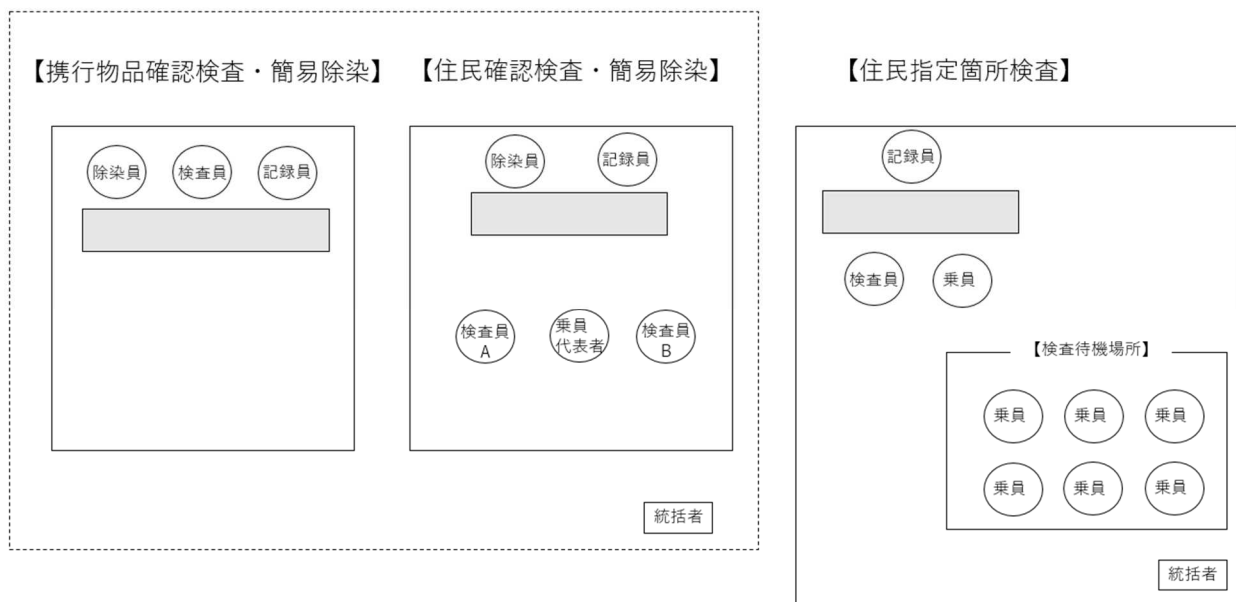
② 受付・記録員は、検査結果により、同乗者に対し、以下のとおり説明する。

（基準値以下の場合）

- 指定箇所の検査を行いました。基準値以下であり問題ありません。「避難退域時検査済証（住民）」をお渡しします。乗員全員の検査が終了するまで、車両に戻り、お待ちください。

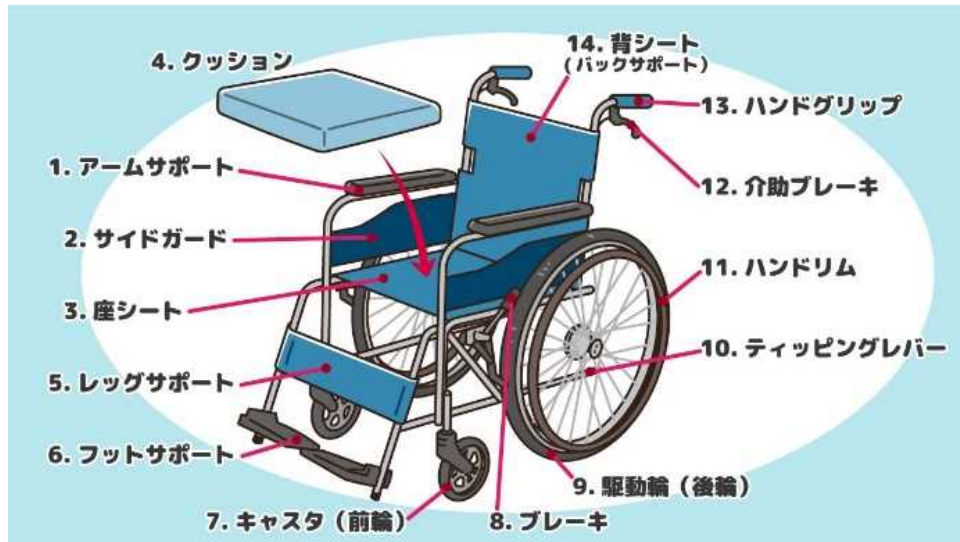
（基準値超過の場合）

- 指定箇所検査の結果、基準値を超過しております。「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票（保管用・交付用）」をお渡ししますので、あちら（確認検査場所）に提出のうえ、検査を受けてください。



【代表者の確認検査・簡易除染及び乗員の指定箇所検査の実施体制】

※ 同乗者に車いす利用者がいた場合の指定箇所検査については、原則の指定箇所（使用者の頭、顔、両手の甲・手のひら、両足の裏）に加え、汚染しやすいと考えられるアームサポート、フットサポート、キャスト、駆動輪、ハンドグリップ及びハンドリムとする。



画像引用元

【車椅子の部位名称】14の部位別にわかる役割や注意点 | ハートページナビ

<https://www.heartpage.jp/contents/magazine/08-00484>

5 住民確認検査・簡易除染（代表者・同乗者）

検査員A、Bは、対象となる住民の前後に分かれ、それぞれGMサーベイメータで体表面全体を測定し、基準値を超過する箇所を特定する。

- ① 業務統括者は、以下のとおり説明する。

○これから体全体を測定させていただきます。そのまま（起立して）軽く両手を広げてください。

- ② 検査員は、以下のとおり説明する。

○●●（特定箇所）が基準値を上回っておりますので、あちら（簡易除染場所）に進んで簡易除染を行ってください。

- ③ 除染員は、対象となる住民の汚染箇所を踏まえ、脱衣（着替え）及びウェットティッシュによる拭き取りを指示し、必要に応じてこれを補助する。脱衣した衣服等は袋に入れ、住民に所有権を放棄するか確認する。

除染員は、以下のとおり説明をする。

○これから簡易除染について説明します。
始めに、こちらの手袋を着用ください。

（脱衣・着替えが必要な場合）

- （汚染が確認された着衣）に汚染があるので脱いでいただき、こちらに着替えてください。
○●●（汚染が確認された着衣）は汚染がありますので、こちらで処分させていただいてもよろしいでしょうか。
（所有権を放棄しない場合）こちらで保管させていただきます。

（拭き取りが必要な場合）

- （汚染が確認された箇所）に汚染があるので、ウェットティッシュで拭き取ってください。
ウェットティッシュは一度拭くごとに交換してください。
○除染した箇所を再度測定します。

（基準値超過の場合）

- もう一度、●●（基準値超過箇所）の拭き取りをお願いします。（1回のみ）
○除染した箇所を再度測定します。

④ 受付・記録員は、検査結果により、以下のとおり説明する。

(基準値以下の場合)

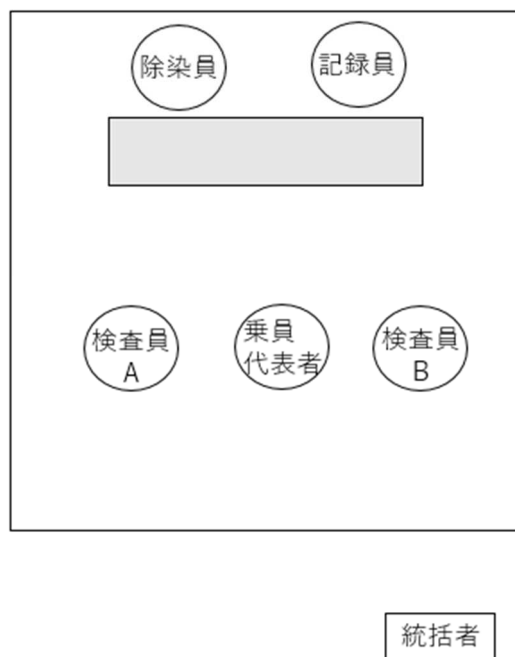
○確認検査・簡易除染を実施した結果、基準値以下となったため問題ありません。「避難退域時検査済証(住民)」をお渡しします。乗員全員の検査が終了するまで、車両に戻り、お待ちください。

○もし、携行物品をお持ちの場合は、「身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票(保管用・交付用)」をお渡ししますので、あちら(携行物品検査場所)に提出のうえ、検査を受けてください。

(基準値超過の場合)

○確認検査・簡易除染の結果、基準値を超過しております。追加の除染を行う必要があるため、OIL4を超える部位をタオル等で覆うなどして拡散防止処置を施した上で、除染処置について専門的な知識及び技能を有する機関まで移動することになりますので、こちらでお待ちください。

【住民確認検査・簡易除染】



【代表者及び乗員の確認検査・簡易除染の実施体制】

6 携行物品の確認検査・簡易除染

携行物品については、原則として表面全面の確認検査を行う。なお、スーツケース、鞆、袋等密封されたものは、開封して検査は行わない。また、原則、簡易除染については、除染員が行うが、所有者の希望があれば、本人が手袋をした上で、拭き取りをしてもらうこともできる。

また、受付・記録員は、検査結果により、以下のとおり説明する。

(基準値以下の場合)

○確認検査・簡易除染の結果、基準値以下となったため、お持ちいただいて問題ありません。乗員全員の検査が終了するまで、車両に戻り、お待ちください。

(基準値を超える場合)

○確認検査・簡易除染の結果、基準値を超過しております。所有権を放棄されますか。その場合には廃棄処分とし、それ以外の場合は検査場所で一時保管することとなります。

○ただし、貴重品については汚染が広がらないように養生等を実施した上で、避難所等まで持参していただきます。

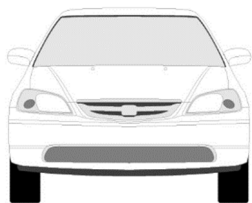
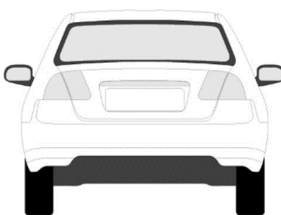
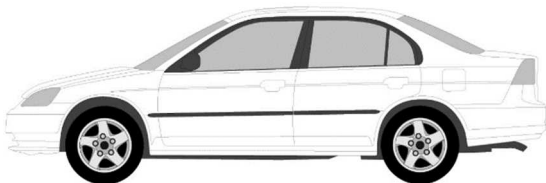
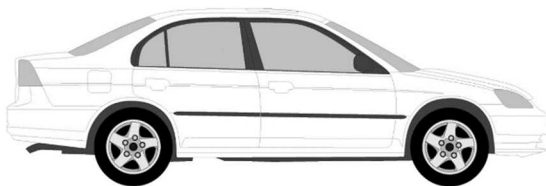
(様式1号) 車両検査票【車両検査・除染結果】

車両検査票 (検査場所保管用)

検査日	年 月 日	①指定箇所検査		②確認検査		③簡易除染後の確認検査		④車両除染後の確認検査	
ゲート通過時間	午前・午後 時 分	フロントワイパー		フロントワイパー		フロントワイパー		フロントワイパー	
検査場所									
車両番号		左前輪	右前輪	左前輪	右前輪	左前輪	右前輪	左前輪	右前輪
		左後輪	右後輪	左後輪	右後輪	左後輪	右後輪	左後輪	右後輪
指定箇所									
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">左前輪</div>  <div style="text-align: left; margin-left: 10px;">右前輪</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">左後輪</div>  <div style="text-align: left; margin-left: 10px;">右後輪</div> </div>		リアワイパー		リアワイパー		リアワイパー		リアワイパー	
		その他(×の箇所)		その他(×の箇所)		その他(×の箇所)		その他(×の箇所)	
		判定		判定		判定		判定	
		検査結果 (最終判定)	OK (40,000cpm 以下)				NG (40,000cpm 超)		

- ・検査の結果、基準値を超えた箇所の欄には×印を、基準値以下の箇所の欄には○印を記入する。
- ・車両図の汚染箇所にも×印を記入する。除染できた場合は、×印を二重線で抹消する。
- ・判定欄には、検査結果を○×印で記入する。
- ・すべて基準値以下になったら、検査結果(最終判定)のOK欄に○印を記入する。除染できなかった場合はNG欄に×印を記入する。

汚染車両一時保管記録票 (検査場所保管用)

保管場所：	検査場所名：
保管日： 年 月 日 ()	車両番号 ー
所有者氏名：	
所有者住所・連絡先： (TEL - -)	
<p><検査結果 (除染後) > 汚染箇所を図上に斜線で表示。</p>	
<p>前面図</p> 	<p>後面図</p> 
<p>左面図</p> 	<p>右面図</p> 
(備考)	
(キリトリ)	
汚染車両一時保管記録票 (交付用) (住民交付用)	
保管場所：	検査場所名：
車両番号： ー	所有者氏名：

(様式3号) 身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票【住民確認検査・除染結果】

身体及び物品の汚染検査及び除染結果記録票 (保管用・交付用)

測定年月日・測定時刻	年 月 日 () 時 分				
測定条件	天気 () その他 ()				
代表者・同乗者 (該当する方に○)	(代表者に該当する場合) 代表者を除く同乗者の人数 名				
バックグラウンド計数率	cpm				
1 身体の汚染検査結果 (指定箇所検査)					
頭	顔	右掌・指	左掌・指	右足裏	左足裏
汚染が確認された箇所に「×」を記入。					
2 身体の汚染検査及び除染[※]結果			OIL4 以上の測定値	有 ・ 無	
OIL4 以上の汚染部位が有の場合					
【汚染部位】	【測定結果】				
	【除染前】	【除染後】			
(図に汚染箇所を×で記載し、測定結果について、OIL4 超過の場合は「×」、OIL4 以下の場合は「○」を記入。バックグラウンド計数率は、引かない。)					
3 物品の汚染検査及び除染[※]結果			40,000cpm 以上の測定値	有 ・ 無	
40,000cpm 以上の汚染部位が有の場合			一時保管・廃棄・持ち帰りの対応 一時保管 ・ 廃棄 ・ 持ち帰り 一時保管 ・ 廃棄 ・ 持ち帰り 一時保管 ・ 廃棄 ・ 持ち帰り 一時保管 ・ 廃棄 ・ 持ち帰り		
【汚染物品名】	【測定結果】				
	【除染前】	【除染後】			
(40,000cpm 超過の場合は「×」、40,000cpm 以下の場合は「○」を記入。バックグラウンド計数率は、引かない。)					
住民氏名 (ふりがな) :					
住民住所・連絡先: (TEL - -)					

※ 汚染検査の結果、OIL4 (身体) 又は 40,000cpm (物品) を超えた場合には除染する。

(様式4号) 携行物品一時保管記録票

携行物品一時保管記録票 (検査場所保管用)

保管場所：	検査場所名：
保管日： 年 月 日 ()	車両番号 ー
所有者氏名：	
所有者住所・連絡先： (TEL - -)	
<検査結果 (除染後)>	
【汚染物品名】	【備考】
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
(キリトリ)	

物品一時保管記録票 (交付用) (住民交付用)	
保管場所：	検査場所名：
車両番号： ー	所有者氏名：

避難退域時検査済証 (車両)

発行者：茨城県災害対策本部

日付印

測定結果：国が定める基準値 (40,000cpm) 以下
であることを証明する。

避難退域時検査済証 (住民)

検査場所：

発行者：茨城県災害対策本部

日付印

特記事項： _____

(様式7号) 空間線量率測定記録様式

※ 検査責任者の補佐が検査の準備段階から検査終了までの間、空間線量率用の放射線測定器 (NaIシンチレーションサーベイメータ等) を使用して定期的にバックグラウンドの測定をして記録。

空間線量率測定記録様式 (検査場所保管用)

測定年月日： 年 月 日				測定器型式：				
天気 ()				測定器校正日： 年 月 日				
検査場所 ()				校正定数：				
時	測定者	地点1 ()		地点2 ()				備考
		測定時刻	測定値 [μ Sv/h]	測定時刻	測定値 [μ Sv/h]	測定時刻	測定値 [μ Sv/h]	
0		:		:		:		
1		:		:		:		
2		:		:		:		
3		:		:		:		
4		:		:		:		
5		:		:		:		
6		:		:		:		
7		:		:		:		
8		:		:		:		
9		:		:		:		
10		:		:		:		
11		:		:		:		
12		:		:		:		
13		:		:		:		
14		:		:		:		
15		:		:		:		
16		:		:		:		
17		:		:		:		
18		:		:		:		
19		:		:		:		
20		:		:		:		
21		:		:		:		
22		:		:		:		
23		:		:		:		

(様式8号) 要員被ばく線量管理記録様式

- ※ 要員の被ばく線量を管理するため、交代時及び定期的に個人線量計の読み値を記録。
 日の被ばく線量に異常がないこと、積算線量が目標値を超えていないことを確認する。
 異常があった場合は、検査責任者は県災害対策本部に報告する。

要員被ばく線量管理記録様式 (検査場所保管用)

記録年月日： 年 月 日		検査場所 ()						
天気 ()								
線量計 No.								
要員氏名								
時	記録時刻	積算線量 [μSv]	記録時刻	積算線量 [μSv]	記録時刻	積算線量 [μSv]	記録時刻	積算線量 [μSv]
0	:		:		:		:	
1	:		:		:		:	
2	:		:		:		:	
3	:		:		:		:	
4	:		:		:		:	
5	:		:		:		:	
6	:		:		:		:	
7	:		:		:		:	
8	:		:		:		:	
9	:		:		:		:	
10	:		:		:		:	
11	:		:		:		:	
12	:		:		:		:	
13	:		:		:		:	
14	:		:		:		:	
15	:		:		:		:	
16	:		:		:		:	
17	:		:		:		:	
18	:		:		:		:	
19	:		:		:		:	
20	:		:		:		:	
21	:		:		:		:	
22	:		:		:		:	
23	:		:		:		:	